

令和 8 年 2 月 8 日 執 行

山 口 県 知 事 選 挙

選 挙 公 営 の 手 引

山口県選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、山口県知事選挙における候補者の選挙運動の費用の一部を「山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」（平成6年山口県条例第19号）の規定に基づき公費で負担することについて、その対象、限度額、請求手続等を説明したものです。

候補者及び候補者と契約を締結した契約業者等の方は、この手引きの説明要領により、間違いないように手続きをしてください。

なお、この公費負担は、候補者が供託物を没収された場合には、請求することはできませんので、ご留意ください。

この手引に記載されている事項その他について疑問がある場合は、山口県選挙管理委員会事務局（083（933）2320）までお問い合わせください。

金額については、消費税を含んだ額です。

目 次

	ページ
表 公費負担の対象とその限度額	4
表 山口県知事選挙公費負担の限度額	5
I 共通の原則（注意事項）	6
1 有償契約と届出	6
2 支払方法	6
3 その他	6
4 公費負担手続図	7
II 選挙運動用自動車の使用の公営	10
1 選挙運動用自動車の使用形態	10
2 有償契約と届出	10
3 支払方法	11
4 Q & A	13
III 選挙運動用ビラの作成の公営	14
1 有償契約と届出	14
2 支払方法	14
IV 選挙運動用ポスターの作成の公営	16
1 有償契約と届出	16
2 支払方法	16
V 参考（選挙公営に係る様式記入例）	
選挙運動用自動車の使用	20
選挙運動用ビラの作成	38
選挙運動用ポスターの作成	44
確認書	51
契約書例	55

（凡 例）

- 条 例 …… 山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年山口県条例第19号）
- 規 程 …… 山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年山口県選挙管理委員会告示第35号）
- 県選挙管理委員会 …… 山口県選挙管理委員会

公費負担の対象とその限度額 (具体的な限度額は次ページ)

	公費負担の対象		公費負担の限度額		1の契約と2の契約はいずれかを選択	
選挙運動用自動車	1 運送契約 (タクシー・ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る。)	各日について 64,500 円			
	2 ア 自動車借り入れ契約 (レンタカー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る。)	各日について 16,100 円	① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中1(運送契約)を選択した日は、2(その他の契約)の計算では、選挙運動期間の日数から除いて計算する。		
	イ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700 円 × 選挙運動期間の日数			
	ウ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日について1人に限る。)	各日について 12,500 円			
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(公職選挙法第142条第1項第3号に定める枚数以内の作成枚数)を乗じて得た金額		作成枚数が5万枚以下の場合 8円38銭 作成枚数が5万枚を超える場合 $\text{単価} = \frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円}62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚})}{\text{作成枚数}}$ (1銭未満の端数は切上げ)			
	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(「山口県内のポスター掲示場数×2」以内の作成枚数)を乗じて得た金額		$\text{単価} = \frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円}73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ (1円未満の端数は切上げ)			
ポスターの作成						

(注) 金額は消費税を含んでいる

山口県知事選挙公費負担の限度額

公 営 の 種 別		限 度 額
自動車の使用 個別契約	一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約	@64,500円/日 × 17日 = 1,096,500円
	自動車の借入	@16,100円/日 × 17日 = 273,700円
	燃料の購入	130,900円 (= 7,700円 × 17日)
	運転手の雇用	@12,500円/日 × 17日 = 212,500円
ビラの作成		<p>@6.69円 × 130,000枚 = 869,700円</p> <p>※限度単価 枚数5万枚以下 8.38円 枚数5万枚超 $\frac{419,000 \text{ 円} + 5.62 \text{ 円} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚})}{\text{作成枚数}}$</p> <p>作成限度枚数 : 130,000枚</p>
ポスターの作成		<p>@163円 × 4,511枚 × 2 = 1,470,586円</p> <p>※限度単価 $\frac{609,690 \text{ 円} + 30.73 \text{ 円} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$</p> <p>作成限度枚数 : 掲示場数 × 2</p>

- (注) 1 供託物没収となる候補者は公営の対象とならない。
 2 自動車以外は、公費負担であっても収支報告書の支出に算入しなければならない（収支が一致しないこととなる）。

I 共通の原則（注意事項）

1 有償契約と届出

公営(公費負担)の適用を受けようとする候補者は、それぞれの業者等と有償契約を締結し、条例で定めるところにより、その旨を県選挙管理委員会に届け出なければならない。

有償契約に限られ、無償の場合は公費負担とならないので注意を要する。

2 支払方法

1の届出をした候補者が、当該契約に基づき、その契約の相手方に支払うべき金額のうち一定の金額については、その候補者に係る供託物が山口県に帰属することとならない場合に限り、山口県が、その契約の相手方（それぞれの業者等）からの請求に基づき、その契約の相手方に直接支払うものである。

したがって、公費からの支払先は、業者等であり候補者ではない。

また、支払いの時期は、選挙期日後、供託物没収者が判明した時点以後ということになる。

契約の締結から支払までの手続を図示すると、大要は4のとおりである。

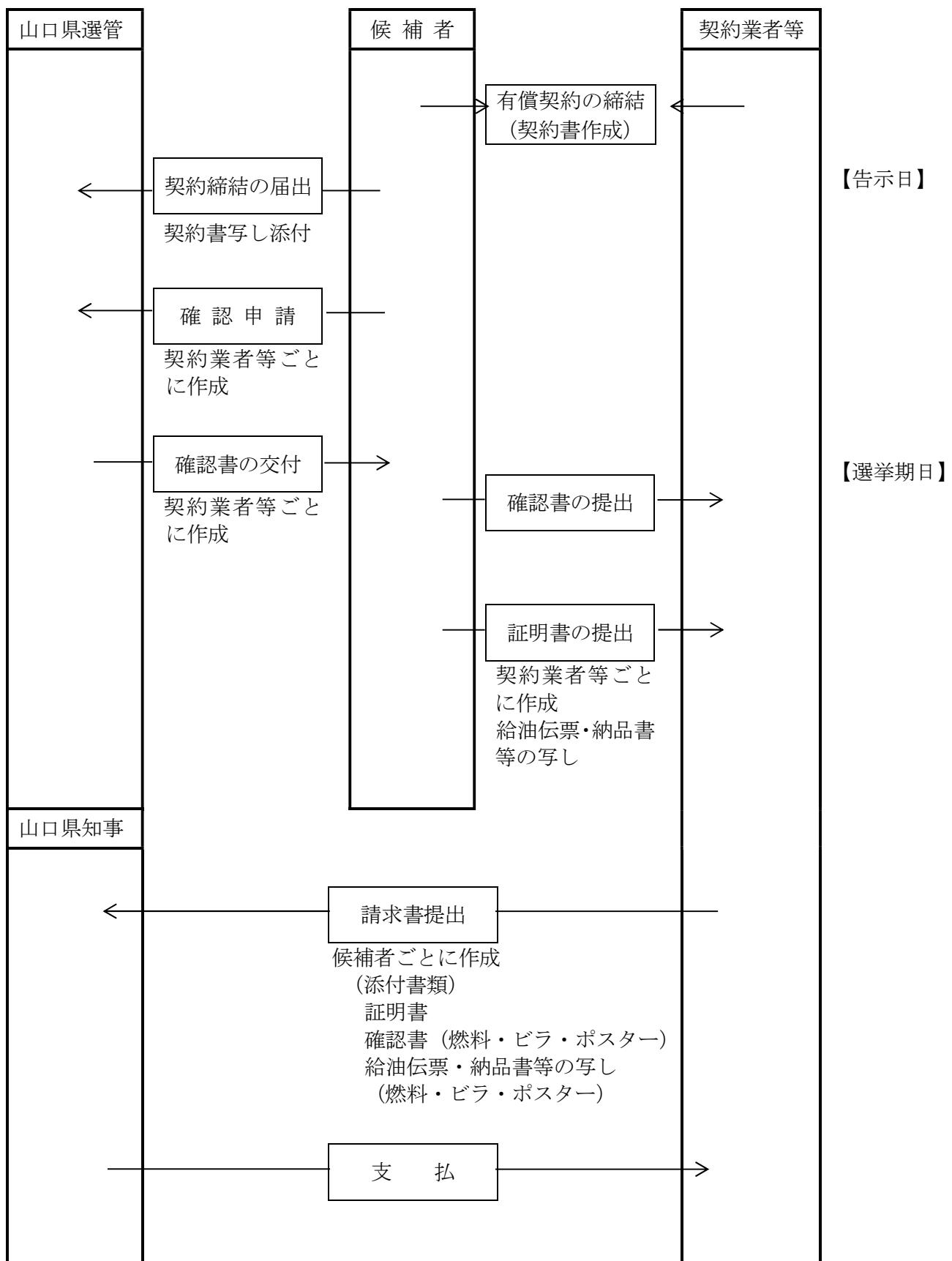
3 その他

記載してある金額は、全て消費税込みの額である。

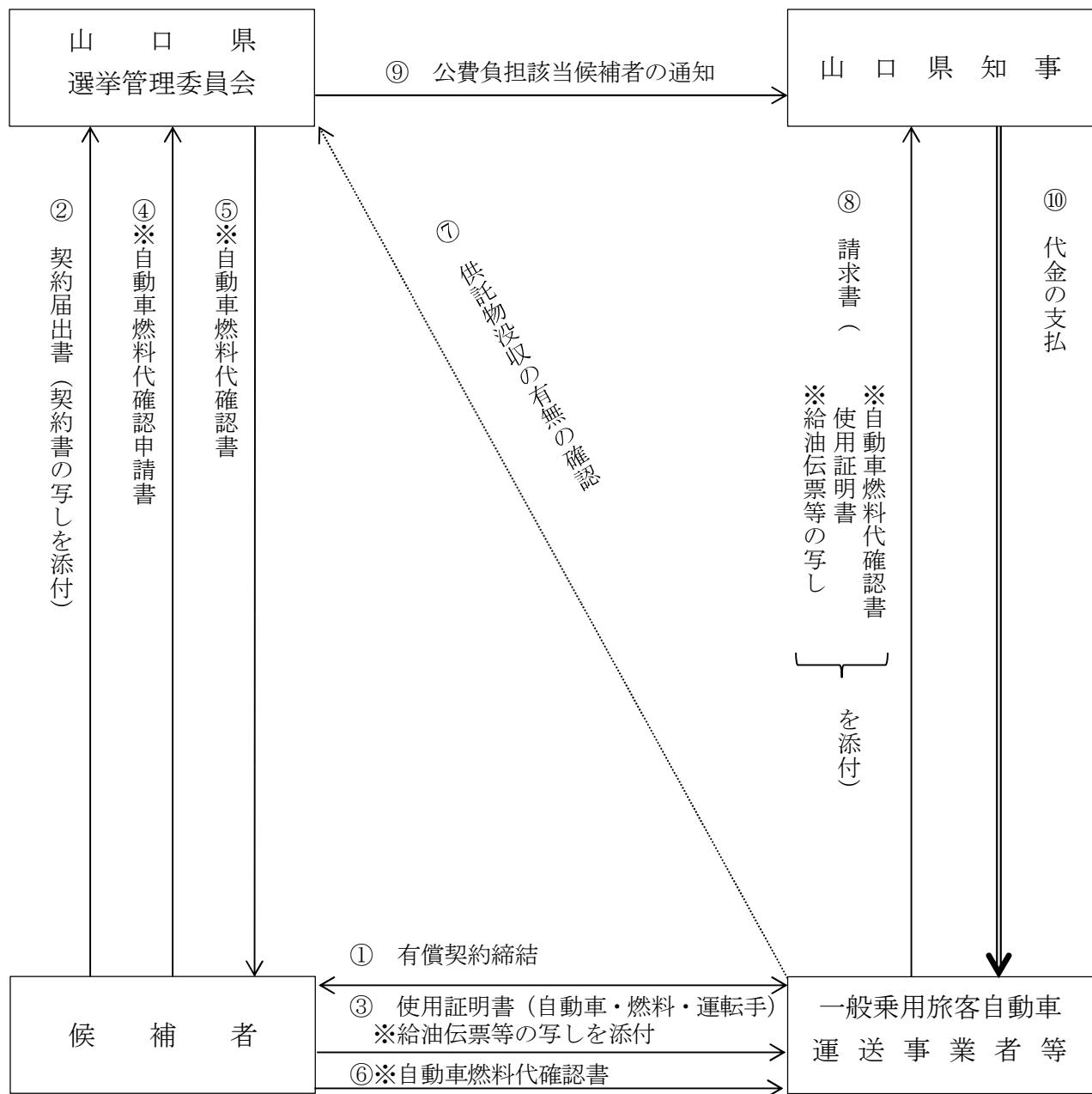
候補者が作成する届出書、確認申請書、使用（作成）証明書及び業者等が作成する請求書についても、金額は単価等を含め、全て消費税込の額で記載すること。

(例) 単価が税抜き143円の場合……税込み157.3円で記載する。

4 公費負担手続図

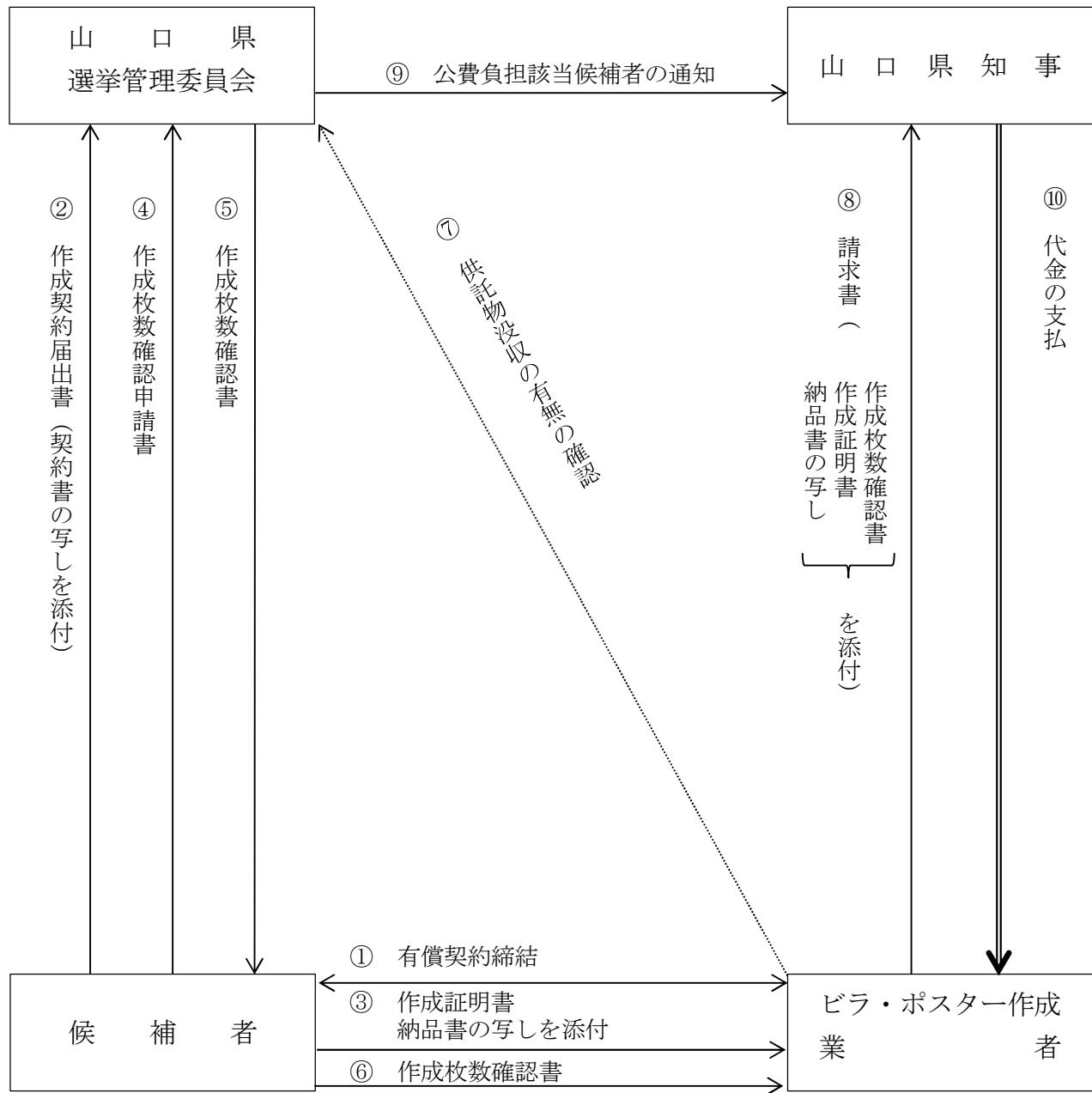


○ 選挙運動用自動車使用公営事務手続一覧表



- (注) 1 燃料供給者との有償契約によって燃料を使用する場合のみ、※印の手続が必要となる。
- 2 自動車、燃料及び運転手の使用證明書を一般乗用旅客自動車運送事業者等に提出するのは、契約履行後になること。
- 3 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

○ ビラ・ポスター作成公営事務手続一覧表



- (注) 1 作成証明書をビラ・ポスター作成業者に提出するのは、契約履行後になること。
- 2 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を調製し、新たな契約書の写しを添えて提出すること。

II 選挙運動用自動車の使用の公営

候補者は、供託物が没収されない場合に限り、条例で定める額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる。（条例第2条）

なお、公費負担の対象となるのは、公職選挙法第141条第1項第1号の自動車1台に係る経費である。（連絡用など、その他の自動車に係る経費は対象とならない。）

1 選挙運動用自動車の使用形態

選挙運動用自動車の使用形態としては、いわゆる事業用自動車及び自家用自動車の使用が考えられる。

具体的には、事業用自動車については、一般乗用旅客自動車運送事業として国土交通大臣から認可を受けて行われるタクシーやハイヤー等の使用である。

また、自家用自動車については、レンタカーの使用や知人等が所有しているいわゆるマイカーの使用がある。

前者と後者の違いについては、前者が車両、燃料代及び運転手の全てが丸かかえであるのに対し、後者は車両のみの貸与であるということである。

いずれの方式を採用するかは、候補者の自由な選択によるが、条例によりそれぞれについて限度額等が定められている。

2 有償契約と届出

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営の適用を受けようとする者は、**道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者**（以下「**一般乗用旅客自動車運送事業者**」という。）**その他の者**（3(1)②の契約をする場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）と選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添え、「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」（第1号様式（その1）、記入例21～24ページ参照）を県選挙管理委員会に提出しなければならない。（条例第3条、規程第2条）

(2) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、車両、燃料及び運転手込みで旅客を運送（いわゆるハイヤー方式）する事業の免許を受けた業者であり、「その他の者」とは、このような業者以外の者であって、自動車の貸与（いわゆるレンタル方式）者、燃料の供給者及び運転手の3者に分けられる。

(3) 公費負担は、一般乗用旅客自動車運送事業者及びその他の者との有償契約によって使用する場合に対象となるため、候補者自身が所有する自動車を使用したような場合には、その自動車の使用については公費負担の対象とならない。

また、「その他の者」との有償契約による場合（3(1)②に掲げる契約による場合）も対象とされるため、知人から自動車を借りるような場合や自動車の使用料のほか、燃料代や運転手の報酬も公費負担の対象となるが、この場合も有償契約をした者に限られるため、注意を要する。

なお、3(1)②に掲げる各契約については、それぞれ単独で公費負担の対象となり、例えば候補

者が所有する自家用車を使用した場合でも、運転手の雇用の有償契約は、公費負担の対象となる。

- (4) 「**3(1)②**の契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く」とは、**3(1)②**の契約（その他の者の契約）、つまり自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する場合に、契約の相手方が選挙公営の適用を受けようとする者と生計を一にする親族であるときは、その親族が当該契約に係る業務を業としている場合に限り、公費負担の対象とされることを意味する。
例えば、自動車借入れ契約の相手方が候補者と生計を一にしている候補者夫人個人であるときは、夫人が自動車の貸出しを業としていない限り、公費負担の対象とはならない。
- (5) 「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」には、当該契約に関する書面の写しを添付するものとされているが、ここにいう「契約に関する書面の写し」とは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限らないが、有償契約である以上、契約の内容（契約の当事者、契約期間（借入れ期間、燃料供給量、雇用期間）、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上明らかにされているもの写しでなければならない。
- (6) 契約の届出をした候補者は、実績に基づいて作成した「選挙運動用自動車使用証明書」（第4号様式、記入例26～29ページ参照）を、有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者その他の方に提出しなければならない（規程第5条）。

3 支払方法

- (1) **2**の契約届出書を提出した候補者が、当該契約に基づいて一般乗用旅客自動車運送事業者その他の方に支払うべき金額のうち、①及び②に定める金額については、供託物が没収されない場合に限り、山口県が、選挙後に、当該一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者からの請求に基づき支払うこととされている。（条例第4条）

① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合

ア 選挙運動用自動車1台につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し、支払うべき金額（ただし、1日64,500円を限度とする。）の合計金額。

イ ただし、同一の日において2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、候補者が指定するいずれか1台について計算される。

（仮に2台契約し、同じ日に午前中と午後で異なる自動車を使用した場合には、候補者が指定するいずれか1台しか公費負担の対象とならない。）

ウ 参考例

例えば1日70,000円で契約締結しても、1日については64,500円が公費負担の対象となり、差額の5,500円は候補者の負担となる。

また、1日40,000円で契約した場合には、契約額である40,000円が公費負担の対象となる。

② ①以外の契約である場合

これは、自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用をそれぞれ別々に契約する場合である。

ア 自動車の借入

ア 選挙運動用自動車1台につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（ただし、1日16,100円を限度とする。）の合計金額。

b ただし、同一の日において2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、候補者の指定するいずれか1台について計算されることとなるのは、①の場合と同じである。

c 参考例

例えば1日17,000円で契約締結しても、1日については16,100円が公費負担の対象となり、差額の900円は候補者の負担となる。

また、1日10,000円で契約した場合には、契約額である10,000円が公費負担対象となる。

イ 燃料の供給

a 選挙運動用自動車1台に供給した燃料の代金が対象となる。ただし、既に**2**の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に立候補の届出の日から選挙の期日の前日（無投票の場合は、その事由が生じた日）までの日数を乗じて得た金額の範囲以内であることにつき、候補者が県選挙管理委員会に「自動車燃料代確認申請書」（第2号様式（その1）、記入例25ページ参照）を提出して確認を受けた金額に限られる。（条例第4条、規程第3条）

b この確認を受けた候補者には、県選挙管理委員会から「自動車燃料代確認書」（第3号様式（その1）、記入例52ページ参照）が交付されるから、候補者はこの確認書を直ちに燃料供給業者に提出しなければならない。（規程第3条、第4条）

c 参考例

例えば、選挙運動期間中（17日間）に「総量950ℓ（単価157.3円／ℓ）」の供給を受けた場合（燃料の代金=149,435円=950ℓ×157.3円）には、県選挙管理委員会の確認を受けた、130,900円（7,700円×17日）が公費負担の対象となり、差額の18,535円は候補者の負担となる。

ウ 運転手の雇用

a 選挙運動用自動車の運転手が運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬（ただし、1日12,500円を限度とする。）の合計金額。

b ただし、同一の日において2人以上の運転手が雇用される場合には、候補者が指定するいずれか1人について計算されることとなる。

（仮に2人と契約し、同じ日に午前中と午後で異なる運転手を使い分けた場合には、候補者が指定するいずれか1人しか公費負担の対象にならない。）

c 参考例

例えば「基本日額：10,000円（8時間労働）、超過勤務手当：1日につき5,000円以内」と契約締結し、実際には15,000円の報酬を支払うべき日が生じた場合、1日については12,500円が公費負担の対象となり、差額の2,500円は候補者の負担となる。

また、1日9,000円で契約した場合には、契約額である9,000円が公費負担の対象となる。

③ 同一日につき、①と②の契約のいずれもが締結された場合（例：ハイヤーとレンタカーを同一の日に使用する場合）には、候補者が指定するいずれか一つの契約が締結されているものみなされる。（条例第5条）

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者は、公費負担の請求をしようとする場合には、選挙の期日後速やかに、「請求書」（第6号様式（その1）、記入例30～37ページ参照）に「選挙運動用自

動車使用証明書」を添えて、山口県知事に提出しなければならない。

なお、燃料代の請求の場合には、「自動車燃料代確認書」及び候補者から提出された給油伝票等(①給油した日付、②自動車登録番号又は車両番号、③給油量、④給油金額が記載されたもの)の写しも併せて提出しなければならない。(規程第6号)

4 Q & A

(問1) タクシー又はハイヤーのように、選挙運動用自動車を一括して借り入れができるとされているが、契約の相手方に制限があるのか。

答 御質問の場合に公費負担の対象となるのは、道路運送法に規定する「一般乗用旅客自動車運送事業者」との間に契約を締結した場合に限られます。よって、例えばタクシー会社と契約した場合は、タクシー会社において、選挙運動用自動車・運転手の手配や燃料の供給が行われますので、選挙運動用自動車のみ候補者で用意して使用するといったことは、当然にして認められません。

(問2) 選挙運動用自動車を業者から借りることとしているが、同じ業者に、選挙運動用自動車に掲示する看板等のレンタル代を依頼した場合、その費用も公費負担の対象になるのか。

答 公費負担の対象は、選挙運動用自動車本体の借入れ金額に限られます。
看板等のレンタル代、アンプ・スピーカー等のレンタル代、基本料金以外の免責補償料、任意保険料などは、公費負担の対象になりません。
また、自動車本体の借入れ代金と放送設備などの自動車本体以外の代金とを合算したパック料金の場合には、車両本体の借入れ代金とそれ以外の代金とが明示された契約が必要となりますので注意してください。

なお、選挙運動期間以外の借入れ代金は公費負担の対象とはなりません。

(問3) 選挙運動用自動車の燃料代について、2月8日（選挙期日）に給油したものは公費負担の対象となるのか。

答 公費負担の対象となるのは、立候補届出日（1月22日）から選挙期日の前日（2月7日）までの間に給油されたものに限られますので、御質問の件については公費負担の対象となりません。
なお、燃料代の請求に際しては給油伝票(①給油した日付、②自動車登録番号又は車両番号、③給油量、④給油金額が記載されたもの)の写しを添付していただく必要があります。

(問4) ガソリンスタンドの給油伝票を紛失した場合や給油伝票に自動車登録番号又は車両番号の記載がない場合は、公費負担の請求ができるのか。

答 紛失の場合は請求はできません。紛失の場合には、給油伝票を再発行してもらうようお願いします。
なお、給油伝票に自動車登録番号又は車両番号が印字できない場合、事業者等に手書きで記載してもらうようお願いします。

III 選挙運動用ビラの作成の公営

候補者は、条例で定めるところにより、条例で定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合も、選挙運動用自動車の公営と同様に供託物没収者は除外される。（条例第6条）

なお、公費負担の対象となるのは、公職選挙法第142条第1項第3号のビラの作成に係る経費である。

1 有償契約と届出

- (1) 選挙運動用ビラの作成の公営の適用を受けようとする者は、**ビラ作成を業とする者**とビラの作成に関し有償契約を締結し、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添え、「ビラ作成契約届出書」（第1号様式（その2）、記入例39ページ参照）を県選挙管理委員会へ提出しなければならない。（条例第7条、規程第2条）
- (2) 契約の相手方は、ビラの作成を業とする者である。
- (3) 「ビラ作成契約届出書」には、当該契約に関する書面の写しを添付するものとされているが、ここにいう「契約に関する書面の写し」については、選挙運動用自動車の使用の公営の場合（IIの2の(5)）と同様である。
- (4) 契約の届出をした候補者は、実績に基づいて作成した「ビラ作成証明書」（第5号様式、記入例41ページ参照）を有償契約を締結したポスター作成業者に提出しなければならない。（規程第5条）

2 支払方法

- (1) 1の契約届出書を提出した候補者が、当該契約に基づいてその契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、**作成単価**（作成単価が①のアの限度額を超えるときは当該限度額）に①のイに掲げる**確認枚数**を乗じて得た金額については、供託物が没収されない場合に限り、山口県が選挙後に、当該ビラ作成業者からの請求に基づき支払うこととされている。（条例第8条）

① 支払対象金額は、有償契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価に作成枚を乗じて得た金額が対象とされるが、これは次に掲げるようによく作成単価と作成枚数の両方に限度がある。

ア 作成単価の限度額

 a 確認書で確認された作成枚数が5万枚以下の場合

 8円38銭

 b 確認書で確認された作成枚数が5万枚を超える場合（1銭未満の端数は切上げ）

$$\text{単価} = \frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚})}{\text{作成枚数}}$$

（参考例） 作成枚数が130,000枚の場合

$$\text{単価} = \frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (13 \text{ 万枚} - 5 \text{ 万枚})}{130,000 \text{ 枚}} \approx 6.681 \Rightarrow 6 \text{ 円} 69 \text{ 銭}$$

（1銭未満の端数は切上げ）

イ 確認枚数（作成枚数の限度）

- a 130,000枚以内であることにつき、当該候補者が県選挙管理委員会に「ビラ作成枚数確認申請書」（第2号様式（その2）、記入例40ページ参照）を提出して確認を受けた枚数。（条例第8条、規程第3条）
- b この確認の趣旨は、契約が複数になった場合、条例に定められた枚数の範囲内で公費負担の対象を振り分けるためである。
- c この確認を受けた候補者には、県選挙管理委員会から「ビラ作成枚数確認書」（第3号様式（その2）、53ページ参照）が交付されるから、候補者はこの確認書を直ちにポスター作成業者に提出しなければならない。（規程第3条、第4条）

② 実際に公費負担される額の算定に当たっては、実際の契約の作成単価が作成単価の限度額よりも低いときは契約単価で、限度額よりも高いときは作成単価の限度額で算定されることとなる。また、作成枚数は、県選挙管理委員会が確認した枚数で算定される。

(2) 有償契約を締結したビラ作成業者は、公費負担の請求をしようとする場合には、選挙の期日後速やかに、「請求書」（第6号様式（その2）、記入例42～43ページ参照）に「ビラ作成証明書」、「ビラ作成枚数確認書」及び納品書（納品を受けた物品の品名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの）の写しを添えて、山口県知事に提出しなければならない。（規程第6条）

IV 選挙運動用ポスターの作成の公営

候補者は、条例で定めるところにより、条例で定める額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合も、選挙運動用自動車の公営と同様に供託物没収者は除外される。（条例第9条）

なお、公費負担の対象となるのは、公職選挙法第143条第3項の規定によりポスター掲示場に掲示できるポスターの作成に係る経費である。

1 有償契約と届出

- (1) ポスターの作成の公営の適用を受けようとする者は、**ポスター作成を業とする者**とポスターの作成に関し**有償契約**を締結し、直ちに（立候補の届出前に契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）当該契約に関する書面の写しを添え、「ポスター作成契約届出書」（第1号様式（その2）、記入例45ページ参照）を県選挙管理委員会へ提出しなければならない。（条例第10条、規程第2条）
- (2) 契約の相手方は、ポスターの作成を業とする者である。
- (3) 「ポスター作成契約届出書」には、当該契約に関する書面の写しを添付するものとされているが、ここにいう「契約に関する書面の写し」については、選挙運動用自動車の使用的公営の場合（Ⅱの2の(5)）と同様である。
- (4) 契約の届出をした候補者は、実績に基づいて作成した「ポスター作成証明書」（第5号様式の2、記入例47ページ参照）を有償契約を締結したポスター作成業者に提出しなければならない。（規程第5条）

2 支払方法

- (1) 1の契約届出書を提出した候補者が、当該契約に基づいてその契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、**作成単価**（作成単価が①のアの限度額を超えるときは当該限度額）に①のイに掲げる**確認枚数**を乗じて得た金額については、供託物が没収されない場合に限り、山口県が選挙後に、当該ポスター作成業者からの請求に基づき支払うこととされている。（条例第11条）
① 支払対象金額は、有償契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価に作成枚数を乗じて得た金額が対象とされるが、これには次に掲げるよう作成単価と作成枚数の両方に限度がある。
ア 作成単価の限度額（1円未満の端数は切上げ）

$$\begin{aligned} \text{単価} &= \frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \\ &= \end{aligned}$$

（参考例）ポスター掲示場数が4,512の場合

$$\begin{aligned} &\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (4,511 - 500)}{4,511} \div 162.4 \Rightarrow 163 \text{ 円} \\ &\quad (1 \text{ 円未満の端数は切上げ}) \end{aligned}$$

イ 確認枚数（作成枚数の限度）

- a その選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲であることにつき、当該候補者が県選挙管理委員会に「ポスター作成枚数確認申請書」（第2号様式（その3）、記入例46ページ参照）を提出して確認を受けた枚数。（条例第11条、規程第3条）
 - b この確認の趣旨は、契約が複数になった場合、条例に定められた枚数の範囲内で公費負担の対象を振り分けるためである。
 - c この確認を受けた候補者には、県選挙管理委員会から「ポスター作成枚数確認書」（第3号様式（その3）、54ページ参照）が交付されるから、候補者はこの確認書を直ちにポスター作成業者に提出しなければならない。（規程第3条、第4条）
- ② 実際に公費負担される額の算定に当たっては、実際の契約の作成単価が作成単価の限度額よりも低いときは契約単価で、限度額よりも高いときは作成単価の限度額で算定されることとなる。また、作成枚数は、県選挙管理委員会が確認した枚数で算定される。
- (1) 有償契約を締結したポスター作成業者は、公費負担の請求をしようとする場合には、選挙の期日後速やかに、「請求書」（第6号様式（その3）、記入例48～49ページ参照）に「ポスター作成証明書」、「ポスター作成枚数確認書」及び納品書（納品を受けた物品の品名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたもの）の写しを添えて、山口県知事に提出しなければならない。（規程第6条）

IV 参考

選挙公営に係る様式記入例

選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和8年1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦様

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者

甲野太郎

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年 〇月〇日	山口県〇〇市〇〇〇丁目〇番 株式会社 △△交通 代表取締役 〇〇〇〇	令和8年1月22日 ～2月7日	1,190,000円	70,000円/日 ×17日
			円	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目 契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車の 借り入れ			～	円	
			～	円	
			～	円	
			～	円	
運転手の 雇用			～	円	
			～	円	
			～	円	
			～	円	
燃料代				円	
				円	
				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借り入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和8年1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦様

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者

甲野太郎

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第3条の規定により届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借入期間等	契約金額	
自動車 の借入れ	令和〇年 〇月〇日	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地 □□□自動車株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	令和8年1月22日 ～2月7日	289,000 円	17,000円/日 ×17日
				円	
		※「借入期間」は令和8年1月22日から2月7日までの 間（選挙運動期間）の日付であること。		円	
			～	円	
運転手 の雇用	令和〇年 〇月〇日	山口県〇〇町大字〇〇△番地 乙野 二郎	令和8年1月22日 ～2月7日	153,000 円	9,000円/日 ×17日
			～	円	
			～	円	
			～	円	
燃料代	令和〇年 〇月〇日	山口県△△市▽〇丁目〇番 有限会社□□石油 代表取締役 〇〇〇〇	山口 500 さ 23-45	149,435 円	157.3円/ℓ ×950ℓ
				円	
				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車燃料代確認申請書

令和〇年〇月〇日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦様

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者

甲野太郎

下記の自動車燃料代について、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日

2 契約の相手方 住所 山口県△△市▽〇丁目〇番
〔法人にあっては名稱及び代表者氏名〕 氏名 有限会社 口口石油 代表取締役 〇〇〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
山口 500 さ 23-45

4 確認申請金額 130,900 円

区分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請額
前回までの累積金額（a）	0 円	0 円
今回の購入金額（b）	149,435 円	130,900 円
燃料代計（a）+（b）	149,435 円	130,900 円
備考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から山口県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」欄には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第4号様式（その1）（自動車の使用の場合）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

選挙運動用自動車使用証明書

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者

甲野太郎

記

運送等契約区分 〔該当する方の番号に○をしてください〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	山口県〇〇市〇〇〇丁目〇番 株式会社 △△交通 代表取締役 〇〇〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
山口〇〇 △△△△	令和8年1月22日	70,000 円
"	令和8年1月23日	70,000
"	令和8年2月6日	70,000
"	令和8年2月7日	70,000

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が山口県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、山口県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、山口県に支払を請求することはできません。

第4号様式（その1）（自動車の使用の場合）

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合）

選挙運動用自動車使用証明書

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者

甲野太郎

記

運送等契約区分 〔該当する方の番号に○をしてください〕	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	② 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	山口県〇〇市〇〇町〇〇番地 □□□自動車株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
□□□□ 山口〇〇 △△△△	令和8年1月22日	17,000 円
"	令和8年1月23日	17,000
"	令和8年2月6日	17,000
"	令和8年2月7日	17,000

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が山口県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、山口県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、山口県に支払を請求することはできません。

第4号様式（その1）（燃料の使用の場合）

選挙運動用自動車使用証明書

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者

甲野太郎

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		山口県△△市〇丁目〇番地 有限会社□□石油 代表取締役 ○○○○		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和8年1月22日	山口500 さ23-45	50 ℥	7,865 円	
令和8年1月23日	山口500 さ23-45	43	6,763	
令和8年1月24日	山口500 さ23-45	48	7,550	
令和8年1月25日	山口500 さ23-45	20	3,146	
令和8年1月26日	山口500 さ23-45	40	6,292	
令和8年1月27日	山口500 さ23-45	20	3,146	
令和8年2月4日	山口500 さ23-45	38	5,977	
令和8年2月5日	山口500 さ23-45	58	9,123	
令和8年2月6日	山口500 さ23-45	50	7,865	
令和8年2月7日	山口500 さ23-45	53	8,336	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第1号に規定する給油伝票をいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が山口県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、山口県に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

第4号様式（その1）（運転手の使用の場合）

選挙運動用自動車使用証明書

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和8年2月8日執行山口県知事選挙
候補者 **甲野太郎**

記

運転手の氏名及び住所	山口県〇〇町大字〇〇△番地 乙野二郎	
雇用年月日	報酬の額	備考
令和8年1月22日	9,000円	
令和8年1月23日	9,000円	
令和8年1月24日	9,000円	
令和8年1月25日	9,000円	
令和8年1月26日	9,000円	
令和8年1月27日	9,000円	
令和8年2月5日	9,000円	
令和8年2月6日	9,000円	
令和8年2月7日	9,000円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が山口県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、山口県に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 6 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定した1人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、山口県に支払を請求することはできません。

第6号様式（その1）

請 求 書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合〕

令和〇年〇月〇日

山口県知事様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

請求者 住所 山口県〇〇市〇〇〇丁目〇番
株式会社 △△交通
氏名 代表取締役 〇〇〇〇

山口県議会議員及び山口県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 1,096,500 円
2 内訳 裏面請求内訳書のとおり
3 令和8年2月8日執行山口県知事選挙
4 候補者の氏名 甲野太郎
5 金融機関名、口座名及び口座番号

口座振替銀行等	金融機関名	△ △	銀 行	○ ○	支店
	預金の種類及び口座番号	1	普通預金	No. 〇〇〇〇〇〇〇〇	
		2	当座預金		
	(ふりがな) 口座名義人	かぶしきかいしゃ 株式会社 △△交通			

請求者名と口座名義人名とが異なる場合は、委任状を添付してください。

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第1号に規定する給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 請求者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 支払の請求をすることができる燃料代は、使用の契約の届出をした選挙運動用自動車に供給した燃料に係るものに限り、自動車燃料代確認書により確認された金額を限度とします。
- 4 候補者が供託物を没収された場合には、山口県に支払を請求することはできません。
- 5 請求者（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

請求 内 訳 書

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年1月22日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月23日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月24日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月25日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月26日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月27日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月28日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月29日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月30日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年1月31日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年2月1日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年2月2日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年2月3日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年2月4日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年2月5日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年2月6日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
令和8年2月7日	70,000円×1台 = 70,000円	64,500円×1台 = 64,500円	64,500円	
計			1,096,500円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

第6号様式（その1）

請 求 書
〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約
により自動車を使用した場合の自動車の借入れ〕

令和〇年〇月〇日

山口県知事様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

請求者 住所 山口県〇〇市〇〇町〇番地
氏名 口口口自動車株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

山口県議会議員及び山口県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 273,700 円
- 2 内訳 裏面請求内訳書のとおり
- 3 令和8年2月8日執行山口県知事選挙
- 4 候補者の氏名 甲野太郎
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

口座振替銀行等	金融機関名	△ △	銀 行	○ ○	支店
	預金の種類及び口座番号	1 普通預金 2 当座預金	No. 〇〇〇〇〇〇〇〇		
	(ふりがな) 口座名義人	□□□じどうしゃ かぶしきかいしゃ □□□自動車株式会社			

請求者名と口座名義人名とが異なる場合は、委任状を添付してください。

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第1号に規定する給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 請求者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 支払の請求をすることができる燃料代は、使用の契約の届出をした選挙運動用自動車に供給した燃料に係るものに限り、自動車燃料代確認書により確認された金額を限度とします。
- 4 候補者が供託物を没収された場合には、山口県に支払を請求することはできません。
- 5 請求者（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合・自動車の借入れ)

請　求　内　訳　書

使用年月日	運送金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年1月22日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月23日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月24日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月25日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月26日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月27日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月28日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月29日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月30日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年1月31日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年2月1日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年2月2日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年2月3日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年2月4日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年2月5日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年2月6日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
令和8年2月7日	17,000円×1台 = 17,000円	16,100円×1台 = 16,100円	16,100円	
計			273,700円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

第6号様式（その1）

請 求 書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により自動車を使用した場合・燃料代〕

令和〇年〇月〇日

山口県知事様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

請求者 住所 山口県〇〇市〇〇丁目〇番
氏名 有限会社□□石油
代表取締役 〇〇〇〇

山口県議会議員及び山口県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 117,915 円
2 内訳 裏面請求内訳書のとおり
3 令和8年2月8日執行山口県知事選挙
4 候補者の氏名 甲野太郎
5 金融機関名、口座名及び口座番号

口座振替銀行等	金融機関名	△ △	銀 行	○ ○	支店
	預金の種類及び口座番号	No. 〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	(ふりがな) 口座名義人	ゆうげんかいしゃ □□ せきゆ			
	有限会社□□石油				

請求者名と口座名義人名とが異なる場合は、委任状を添付してください。

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第1号に規定する給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 支払の請求ができる燃料代は、使用の契約の届出をした選挙運動用自動車に供給した燃料に係るものに限り、自動車燃料代確認書により確認された金額を限度とします。
- 候補者が供託物を没収された場合には、山口県に支払を請求することはできません。
- 請求者（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合・燃料代用)

請　求　内　訳　書

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
令和8年1月22日	山口500 さ23-45	157.3円×50ℓ = 7,865円			
令和8年1月23日	山口500 さ23-45	157.3円×15ℓ = 2,359円			
令和8年1月23日	山口500 さ23-45	157.3円×28ℓ = 4,404円			
令和8年1月24日	山口500 さ23-45	157.3円×48ℓ = 7,550円			
令和8年1月25日	山口500 さ23-45	157.3円×20ℓ = 3,146円			
令和8年1月26日	山口500 さ23-45	157.3円×40ℓ = 6,292円			
令和8年1月27日	山口500 さ23-45	157.3円×45ℓ = 7,078円			
令和8年1月28日	山口500 さ23-45	157.3円×22ℓ = 3,406円			
令和8年1月28日	山口500 さ23-45	157.3円×30ℓ = 4,719円			
令和8年1月29日	山口500 さ23-45	157.3円×40ℓ = 6,292円			
令和8年1月30日	山口500 さ23-45	157.3円×20ℓ = 3,146円			
令和8年1月31日	山口500 さ23-45	157.3円×53ℓ = 8,336円			
令和8年2月1日	山口500 さ23-45	157.3円×48ℓ = 7,550円			
令和8年2月2日	山口500 さ23-45	157.3円×52ℓ = 8,179円			
令和8年2月3日	山口500 さ23-45	157.3円×40ℓ = 6,292円			
令和8年2月4日	山口500 さ23-45	157.3円×38ℓ = 5,977円			
令和8年2月5日	山口500 さ23-45	157.3円×30ℓ = 4,719円			
令和8年2月5日	山口500 さ23-45	157.3円×28ℓ = 4,404円			
令和8年2月6日	山口500 さ23-45	157.3円×50ℓ = 7,865円			
令和8年2月7日	山口500 さ23-45	157.3円×53ℓ = 8,336円			
計		117,915円	130,900円	117,915円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうち、いざれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第6号様式（その1）

請 求 書

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合・運転手〕

令和〇年〇月〇日

山口県知事様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

請求者 住所 山口県〇〇町大字〇〇△△番地

氏名 乙野二郎

山口県議会議員及び山口県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 153,000 円
2 内訳 裏面請求内訳書のとおり
3 令和8年2月8日執行山口県知事選挙
4 候補者の氏名 甲野太郎
5 金融機関名、口座名及び口座番号

口座振替銀行等	金融機関名	△ △		銀 行	○ ○	支店
				信用金庫		
	預金の種類及び口座番号	1	普通預金		No. 〇〇〇〇〇〇〇	
		2	当座預金			
	(ふりがな) 口座名義人	おつの 乙野二郎				

請求者名と口座名義人名とが異なる場合は、委任状を添付してください。

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第1号に規定する給油伝票の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 支払の請求ができる燃料代は、使用の契約の届出をした選挙運動用自動車に供給した燃料に係るものに限り、自動車燃料代確認書により確認された金額を限度とします。
- 候補者が供託物を没収された場合には、山口県に支払を請求することはできません。
- 請求者（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合・運転手用)

請　求　内　訳　書

雇用年月日	報酬(イ)	基準限度額 (ロ)	請求金額	備考
令和8年1月22日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月23日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月24日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月25日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月26日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月27日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月28日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月29日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月30日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年1月31日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年2月1日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年2月2日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年2月3日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年2月4日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年2月5日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年2月6日	9,000円	12,500円	9,000円	
令和8年2月7日	9,000円	12,500円	9,000円	
計			153,000円	

備考 「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいづれか少ない方の額を記載してください。

選挙運動用ビラの作成

ビラ作成契約届出書

令和8年1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦様

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者 甲野太郎

下記のとおりビラの作成契約を締結したので、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第7条の規定により届け出ます。

記

契約年月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇 日	山口県△△市△△町〇〇番 株式会社 △△印刷 代表取締役 〇〇〇〇	132,000 枚	897,600 円	132,000枚 ×6.8円
		枚	円	
		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

令和〇年〇月〇日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦様

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者

甲野太郎

下記のビラ作成枚数について、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日

2 契約の相手方 住所 山口県△△市△△町〇〇番

〔 法人にあっては名称及び代表者氏名 〕 氏名 株式会社 △△印刷 代表取締役 ○○○○

3 確認申請枚数 130,000 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	132,000 枚	130,000 枚
枚数計 (a)+(b)	132,000 枚	130,000 枚
備考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から山口県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者 甲野太郎

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	山口県△△市△△町○○番 株式会社 △△印刷 代表取締役 ○○○○
作成枚数	132,000 枚
作成金額	897,600 円
備考	

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書（山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第2号に規定する納品書をいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が山口県に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山口県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

130,000 枚

(2) 限度額

- ア 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 8 円 38 錢 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額
イ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 錢} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})$$

= 単価……1 錢未満の端数は切上げ

当該作成枚数

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

請求書

(ビラ作成の場合)

令和〇年〇月〇日

山口県知事様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

請求者 住所 山口県△△市△△町〇〇番地
氏名 株式会社 △△印刷
代表取締役 〇〇〇〇

山口県議会議員及び山口県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 869,700 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年2月8日執行山口県知事選挙

4 候補者の氏名 甲野太郎

5 金融機関名、口座番号及び口座名義人

口座振替銀行等	金融機関名	銀 行		○ ○ 支店
		△	△	
	預金の種類及び口座番号	1 普通預金		No. 〇〇〇〇〇〇〇
		2 当座預金		
	(ふりがな) 口座名義人	かぶしきかいしゃ	△△いんさつ	
		株式会社	△△印刷	

請求者と口座名義人名とが異なる場合は、委任状を添付してください。

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、ビラ作成証明書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第2号に規定する納品書の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、山口県に支払を請求することはできません。
- 請求者（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません

(ビラの作成の場合)

請求内訳書

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A)×(B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D)×(E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G)×(H)=(I)
円 6.80	枚 132,000	円 897,600	円 6.69	枚 130,000	円 869,700	円 6.69	枚 130,000	円 869,700

備考

1 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 8 円38銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円}62 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{当該作成枚数}} \dots \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$

2 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

5 (I)欄には、1 円未満の端数を切り捨てた金額を記載してください。

選挙運動用ポスターの作成

ポスター作成契約届出書

令和8年1月22日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦様

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者 甲野太郎

下記のとおりポスターの作成契約を締結したので、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第10条の規定により届け出ます。

記

契約年月 日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年 〇月〇日	山口県△△市△△町〇〇番 株式会社 △△印刷 代表取締役 〇〇〇〇	10,000 枚	1,000,000 円	10,000枚 ×100円
		枚	円	
		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

令和〇年〇月〇日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦様

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者 甲野太郎

下記のポスター作成枚数について、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日

2 契約の相手方 住所 山口県△△市△△町〇〇番

〔 法人にあっては名称及び代表者氏名 〕 氏名 株式会社 △△印刷 代表取締役 ○○○○

3 確認申請枚数 9,022 枚

区分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今回の枚数 (b)	10,000 枚	9,022 枚
枚数計 (a) + (b)	10,000 枚	9,022 枚
備考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から山口県選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」欄には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和8年2月8日執行山口県知事選挙

候補者 甲野太郎

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあってはその代表者 の氏名	山口県△△市△△町○○番 株式会社 △△印刷 代表取締役 ○○○ ○
作成枚数	10,000 枚
作成金額	1,000,000 円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	4,511

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書（山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第2号に規定する納品書をいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が山口県に支払を請求するときは、この証明書及び納品書の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、山口県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

山口県におけるポスター掲示場数×2枚

(2) 限度額

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots \cdots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

単価×確認された作成枚数=限度額

請 求 書

（ポスター作成の場合）

令和〇年〇月〇日

山口県知事様

〒〇〇〇-〇〇〇〇

請求者 住所 山口県△△市△△町〇〇番地
氏名 株式会社 △△印刷
代表取締役 〇〇〇〇

山口県議会議員及び山口県知事選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 902,200 円

2 内訳 裏面請求内訳書のとおり

3 令和8年2月8日執行山口県知事選挙

4 候補者の氏名 甲野太郎

5 金融機関名、口座名及び口座番号

口座振替銀行等	金融機関名	△ △	銀 行	○ ○	支店
	預金の種類及び口座番号	1	普通預金	No. 〇〇〇〇〇〇〇〇	
		2	当座預金		
	(ふりがな) 口座名義人	かぶしきかいしゃ	△△いんさつ	株式会社	△△印刷

請求者名と口座名義人名とが異なる場合は、委任状を添付してください。

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程第5条第2項第2号に規定する納品書の写しとともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 請求者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、山口県に支払を請求することはできません。
- 請求者（法人にあっては、その代表者）本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、請求者（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

(ポスターの作成の場合)

請　求　内　訳　書

選挙区 におけるポス ター掲 示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B)=(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E)=(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H)=(I)	
箇所 4,511	円 100	枚 10,000	円 1,000,000	円 163	枚 9,022	円 1,470,912	円 100	枚 9,022	円 902,200	

備考

- 1 「山口県におけるポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書の「山口県におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。
$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots\dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$
- 3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

確 認 書

(選 管→候補者)

- ※ 県選挙管理委員会から確認書の交付を受けた候補者は、確認書を直ちに燃料供給業者、ビラ作成業者、ポスター作成業者に提出してください。

第3号様式（その1）

確認番号第 号

自動車燃料代確認書

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号の規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦印

記

1 令和8年2月8日執行山口県知事選挙

2 候補者の氏名

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動自動車使用証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払を請求することができるるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限ります。
- 3 この確認書に記載された候補者について**供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、山口県に支払を請求することはできません。**

第3号様式（その2）

確認番号第 号

ビラ作成枚数確認書

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦印

記

1 令和8年2月8日執行山口県知事選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚額 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払を請求する場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について**供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山口県に支払を請求することはできません。**

第3号様式（その3）

確認番号第 号

ポスター作成枚数確認書

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬邦彦印

記

1 令和8年2月8日執行山口県知事選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚額 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払を請求する場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について**供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、山口県に支払を請求することはできません。**

契 約 書 例

※ 既存の契約書様式があるときはそれを用いて結構ですが、この場合にも契約の一方の当事者は候補者本人であり、その申込意思と契約業者等の承諾意思とが契約書に明示されていることが必要です。

契約例 1 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用する場合)

運送契約書

選挙運動のための自動車の運送について、山口県知事選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結した。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 使用する自動車 車種

登録番号又は車両番号

3 台数 1台

4 契約期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額

円 (内訳 1日 円 (税込) × 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定めるところにより、山口県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は山口県には請求することができない。

7 その他

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

契約例2（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用する場合の自動車の借入れ用）

契 約 書

選挙運動用自動車の借入れについて、山口県知事選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結した。

1 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2 使用する自動車 車種

登録番号又は車両番号

3 台数 1台

4 借入期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間

5 契約金額

円（内訳 1日 × 日間）

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定めるところにより、山口県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は山口県には請求することができない。

7 その他

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

契約例3（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用する場合の燃料供給用）

契 約 書

選挙運動用自動車の燃料供給について、山口県県知事選挙候補者（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結した。

1 品名

公職選挙法第141条に定める自動車の燃料

2 供給する期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間

3 供給を受ける自動車 車種

登録番号又は車両番号

4 契約金額

円（内訳 1ℓ当たり単価（税込） 円／ℓ 総供給量
ℓ）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定めるところにより、山口県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は山口県には請求することができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

契約例4（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用する場合の運転手の雇用用）

契 約 書

選挙運動用自動車の運転業務について、山口県知事選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結した。

1 業務

公職選挙法第141条に定める自動車の運転

2 雇用期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間

3 契約金額

円 (内訳 1日の報酬 円× 日間)

4 使用する自動車 車種

登録番号又は車両番号

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定めるところにより、山口県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は山口県には請求することができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

契約例5（ビラの作成の場合）

契 約 書

選挙運動用ビラの作成について、山口県知事選挙候補者 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結した。

1 品名

公職選挙法第142条に定めるビラ

2 数量 枚

3 契約金額

円（1枚当たりの単価（税込） 円 錢）

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定めるところにより、山口県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は山口県には請求することができない。

6 その他

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

契約例6（ポスターの作成の場合）

契 約 書

選挙運動用ポスターの作成について、山口県知事選挙候補者
（以下「甲」）
といふ。）と
（以下「乙」）
とは、次のとおり契約を締結した。

1 品名

公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数量

枚

3 契約金額

円（1枚当たりの単価（税込）　円　　銭）

4 納入期限　令和　年　月　日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に定めるところにより、山口県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は山口県には請求することができない。

6 その他

令和　年　月　日

甲　住　所
氏　名

印

乙　住　所
氏　名

印